



●ごみ対策課 gomi@city.ishikari.hokkaido.jp
●保健推進課 hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

●厚田支所市民生活課 a-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp
●地域包括支援センター c-houkatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

- 【料理をするときは】
・詰め替える商品や再利用できる
リサイクル容器を選ぶ
選ぶ
- 【買い物に出かけるときは】
・マイバッグを持参する
・ばら売りや量り売りの商品を
- 【料理をするときは】
・詰め替える商品や再利用できる
リサイクル容器を選ぶ
選ぶ
- 【料理をするときは】
・料理は作り過ぎない
・食材や油などは使い切る

**北石狩衛生センターへの
ごみの持ち込み**

8月30日(月)9時～13時は、ごみ計量機の保守点検により北石狩衛生センターへのごみの持ち込みはできません。ご迷惑をお掛けしますがご協力ください。

問合せ 北石狩衛生センター(厚田区聚富618) ☎ 66-4546

不法投棄・ポイ捨てはダメ！

ごみを他人の敷地、道路などに捨てるのは犯罪です。住民、歩行者、車の通行に支障をきたすだけでなく、地域の景観を損ね、生活

市役所
改修工事

気温28℃、湿度85%以上になると、細菌類が活発に増殖されます。家庭では食中毒予防の三原則「清潔迅速・加熱と冷却」を守りましょう。

問合せ 市民プール ☎ 72-3126

家庭でできる食中毒の予防

厚田支所移転に伴う工事により、厚田総合センターは9月1日(木)から平成23年3月31日まで使用できません。工事期間中、会議室を使用する場合は、厚田支所か保健センターの会議室を使用してください。また、市民図書館厚田分館については、一時保健センターへ移動します。なお、葬儀で施設を使用する場合は、工事を一時中止します。

問合せ 厚田支所市民生活課 ☎ 78-2886

市民プール
リニューアルオープン

改修工事で休館していた市民プールが8月1日(日)にリニューアルオープンします。8月9日(月)からは水泳教室も再開します。新たなスクールも始まりますので、ぜひご利用ください。

行政相談
相談日 每月第3木曜

年金、医療保険、登記、道路、生活衛生、窓口サービスなどの業務全般についての苦情、要望、意見をお聞きして改善を図ります。相談無料。秘密厳守。

行政相談

○暴力団のたまり場や、暴走行為を見たり聞いたりしたときは、警察に通報しましょう。
○暴力団を「利用しない」、暴力団を「恐れない」、暴力団に「金を出さない」を合言葉に暴力を追放し、明るく住み良いまちを作りましょう。

暴力団追放！「三ない運動」

相談・問合せ (財)北海道暴力追放センター(専用フリーダイヤル)
☎ 0120-210-4900

暴力団追放！「三ない運動」

問合せ 市民プール ☎ 74-6611

情報ひろば

●市役所 花川北6・1・30・2 ☎ 72-3111
●厚田支所 厚田区厚田18・1 ☎ 78-2011
●浜益支所 浜益区浜益2・3 ☎ 79-2111
●りんくる 花川北6・1・41・1 ☎ 72-8343

●花川北コミセン 花川北3・2・198 ☎ 74-6525
●花川南コミセン 花川南6・5・27 ☎ 73-5300
●八幡コミセン 八幡2・332 ☎ 74-4261
●市民プール 花川北3・2・198 ☎ 74-2249
●市民図書館 花川北7・1・26 ☎ 72-2000
●B&G海洋センター 花畔337・4 ☎ 6010

●花川北コミセン	花川北3・2・198	☎ 74-6525
●花川南コミセン	花川南6・5・27	☎ 73-5300
●八幡コミセン	八幡2・332	☎ 74-4261
●市民プール	花川北3・2・198	☎ 74-2249
●市民図書館	花川北7・1・26	☎ 72-2000
●B&G海洋センター	花畔337・4	☎ 6010

運転中の携帯電話はやめましょう!

市内の交通事故		
1月1日～6月30日(前年比)	発生91件	(-16) 死者1人

市内の火災・救急		
1月1日～6月30日(前年比)	火災20件	(+1) 救急1,060件



●建築課 kenchiku@city-ishikari.hokkaido.jp
●商工労働観光課 syoukour@city-ishikari.hokkaido.jp

応募資格 保健師法による保健師資格を有する方(要普免)
勤務場所 ①保健推進課
②地域包括支援センター(いずれもりんくる内)
募集人数 各1人
勤務時間 月～金曜 週29時間
以内

募 集

非常勤保健師

ストーカー、雇用、離婚など、さまざまな法律問題に関する相談に弁護士が応じます。

日時 8月19日(木)13時30分～
16時30分 ※1人30分
場所 りんくる
護士会所属

●総務課 soumu@city-ishikari.hokkaido.jp

○長太義雄(花川北5・1・81)
○砂子タケ子(花川北1・2)
○井畠定孝(浜益区浜益35)
電話 79・2004

無料法律相談[予約制]

ストーカー、雇用、離婚など、さまざまな法律問題に関する相談に弁護士が応じます。

日時 8月19日(木)13時30分～
16時30分 ※1人30分
場所 りんくる
護士会所属

市営・単身者住宅入居者

申込・問合せ (財)北海道女性協会
会員登録 011・251・6349
(9時～17時まで／日曜を除く)

申込・問合せ ①保健推進課 72・7017
②地域包括支援センター

申込・問合せ ①8月23日(月)
②9月24日(金)

申込方法 履歴書写真貼付と資格を証明する書類の写しを持参または郵送(当日消印有効)

任用期間 ①9月15日～平成23年3月31日
②10月8日～平成23年3月31日

報酬 月額16万2700円

業務内容 ①乳幼児健診・訪問、健康相談・健康教育ほか
②高齢者相談支援・訪問業務

市表彰候補者(推薦)

対象

①自治、産業経済、教育文化、スポーツ、社会福祉、市民活動などの分野で優れた業績を残し、その功労・功績が顕著な個人・団体

表彰は事業主による推薦可
そのほか 表彰式は11月予定
申込・問合せ 商工労働観光課
電話 72・3166

こどもまつり子育てメッセ
いしかり2010

募集団地 市営住宅 石狩地区
(親船町)2戸、(八幡町)3戸/
单身者住宅 1戸

申込・問合せ 8月2日(月)～
10日(火)

配布場所 建築課・各支所・各コ
ミセン・本町簡易郵便局

受付期間 8月6日(金)～10日(火)

優良事業所表彰 市内で同一事業を20年以上継続して行い、経営状況が健全で業界の発展に大きく貢献している事業所などを

優良事業所・優良従業員 表彰の候補(推薦)

申込・問合せ 72・3149

申込・問合せ 総務課

推奨方法 総務課・各支所地域振興課で配布する推薦書と写真

推奨方法 善行を行った個人・団体

推奨方法 総務課・各支所地域振興課で配布する推薦書と写真

推奨方法 善行を行った個人・団体

推奨方法 総務課・各支所地域振興課で配布する推薦書と写真

申込・問合せ 8月20日(金)

申込・問合せ 8月20日(金)

申込・問合せ 8月20日(金)

申込・問合せ 8月20日(金)

場所 花川北コムセン

場所 花川北コムセン

場所 花川北コムセン

場所 花川北コムセン

日時 10月16日(土)10時～15時

日時 10月16日(土)10時～15時

日時 10月16日(土)10時～15時

日時 10月16日(土)10時～15時

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

コーナー、ワークショップなど企画を募集。個人でもグループでも実

コーナー、ワークショップなど企画を募集。個人でもグループでも実

コーナー、ワークショップなど企画を募集。個人でもグループでも実

コーナー、ワークショップなど企画を募集。個人でもグループでも実

介パネル展示、ステージ発表、体験

介パネル展示、ステージ発表、体験

介パネル展示、ステージ発表、体験

介パネル展示、ステージ発表、体験

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

行委員会に参加できます。

表彰は事業主による推薦可

表彰は事業主による推薦可

表彰は事業主による推薦可

表彰は事業主による推薦可

そのほか 表彰式は11月予定

そのほか 表彰式は11月予定

そのほか 表彰式は11月予定

そのほか 表彰式は11月予定

申込・問合せ 商工会議所、商工会、または市内の経済団体による推薦書を8月31日(火)までに提出

申込・問合せ 商工会議所、商工会、または市内の経済団体による推薦書を8月31日(火)までに提出

申込・問合せ 商工会議所、商工会、または市内の経済団体による推薦書を8月31日(火)までに提出

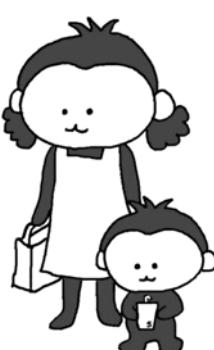
申込・問合せ 商工会議所、商工会、または市内の経済団体による推薦書を8月31日(火)までに提出

※業種ごとに要件あり。従業員

※業種ごとに要件あり。従業員

※業種ごとに要件あり。従業員

※業種ごとに要件あり。従業員



不要になつた服や
おもちゃなどを
フリーマーケットに
出店しませんか?
※出店料500円

あなたのアイデア
大募集!

消費生活相談 ローン・キャッシングのルールが変更に！

消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借り入れについて定める改正貸金業法が、6月から全面的に施行されました。主な変更点として、①借入総額が年収の1/3を超える場合は借り入れできない ②借り入れの際に年収を証明する書類が必要 ③専業主婦(夫)の方は配偶者の同意が必要が挙げられます。

参考 金融庁 <http://www.fsa.go.jp>

困ったときは慌てず、無料の相談窓口までご相談を！

- 石狩市消費生活相談窓口 75-2282 毎週月・水・金曜 10:00～15:00 国市役所1階ロビー
- 石狩消費者協会相談窓口 72-2432 毎週火曜 10:00～15:00 国石狩商工会館(花川北6-1)
- 法テラス・コールセンター 0570-078374
- 財務局(多重債務)相談窓口 011-807-5145